

気仙沼市防災対策協力企業・団体登録に関する事務処理要領

(目的)

第1条

この要領は、災害発生時において企業、団体等が保有する資源、機能等の提供により防災活動への協力を申し出た企業・団体等を登録し、公表することにより、官民一体となった災害対応能力の強化を図るとともに、迅速な被災防止活動及び被災者救援活動を展開することを目的とする。

(定義)

第2条

この要領において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 企業・団体 市内に店舗、工場、事務所等を有するもの及び市内に活動拠点を置く団体（NPO法人及びボランティア団体を含む。）をいい、法人格の有無を問わない。
- (2) 資源 資機材、不動産、設備、物品、人材（労務）等をいう。

(登録手続)

第3条

登録しようとする企業・団体等は、防災対策協力企業・団体登録届（様式第1号）により市長に申し出るものとする。登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 市長は、前項の規定により申し出た者に対し、必要事項確認の後、登録するものとする。

(防災対策協力企業・団体の公表)

第4条

市長は、防災対策協力企業・団体として登録した企業・団体等（以下「登録企業・団体」という。）の名称、所在地及び協力内容等について公表することができる。

(市の防災事業との連携)

第5条

登録企業・団体は登録した協力内容、及び市から要請を受けた内容の実施に努めるほか、市が実施する防災事業との連携をはじめ、可能な範囲で自発的かつ積極的な防災・減災活動を行うものとする。

- 2 登録企業・団体は、前項の規定に基づき平常時、次の各号に掲げる取り組みに努めるものとする。
 - (1) 市民、顧客及び従業員への防災に関する意識啓発のための取り組み
 - (2) 防災関連物品の販売等
 - (3) 防災訓練、研修等への参加
 - (4) その他、この要綱の目的を実現するための取り組み
- 3 登録企業・団体は、第1項の規定に基づき災害時、次の各号に掲げる取り組みに努める

ものとする。

- (1) 登録した資源及びその他の提供可能な資源の提供
- (2) 取扱商品の適正価格での販売及び供給の安定化に努めること。
- (3) その他、この要綱の目的を実現するための取り組み

(災害時の協力)

第6条

市長は、登録企業・団体の登録資源情報をもとに、被災者救援の協力を要請することができる。

- 2 登録企業・団体は、市長から前項に基づく要請があった場合、被災者救援等の活動を展開するものとする。

(情報提供)

第7条

市長は、登録企業・団体に対し、防災活動に必要な情報を適宜提供するものとする。

(災害補償)

第8条

登録企業・団体は、市長の要請に基づく活動中に従業員等に負傷等が生じたときは、直ちに事故発生状況等報告書(様式第2号)により市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、原則として消防団員等公務災害補償の規程に基づき補償するものとする。

(登録の取り消し)

第9条

企業・団体等は、事業・活動の停止等により災害時の防災活動等への協力が困難となった場合には、速やかに市長に対して、登録の取り消しを申し出なければならない。

- 2 市長は、登録企業・団体が第5条に定める取り組みができなくなった場合、その他、防災対策協力企業・団体としてふさわしくないと認められる場合は、その登録を取り消す事ができる。

(その他)

第10条

この要領に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、交付の日から施行する。